

「革新的技術創造促進事業（事業化促進）」事後評価実施要領

第1 趣旨

本要領は、革新的技術創造促進事業（事業化促進）（以下「本事業」という。）の研究成果の評価の実施について定めた「革新的技術創造促進事業（事業化促進）」研究課題評価実施要領（平成27年2月4日付け26生研セ第1432号）（以下「評価実施要領」という。）第4の4の規定により別に定めるとされた評価方法の詳細を定めるものである。

第2 事後評価を行う委員会等

- 1 本事業の事後評価は、評価実施要領の第2に定める内容に準じて実施するものとする。
- 2 基礎的委託研究評議委員会運営規則（15規則第45号）第7条の規定により、委員会には、委員の中から互選された委員長を置くものとし、委員会の議事を主宰するものとする。委員長は、委員長代理を委員の中から指名し、委員長代理は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。
- 3 委員は、事後評価及び事業化に関する調査により知り得た情報について、国立研究開発法人生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 研究の成否認定の方法

- 1 事後評価は、原則、委託試験研究終了期間終了後1年以内に、試験研究課題ごとに、委託試験研究実施計画書に定められた認定基準（成否認定基準）に基づき、委託試験研究事務処理マニュアル「革新的技術創造促進事業（事業化促進）」（平成27年4月）Ⅱの2の（1）の②のイに定めのある研究成果報告書（以下「研究成果報告書」という。）及び事業化に関する調査結果等を審査して、「研究成功」又は「研究不成功」の認定（以下「研究の成否認定」という。）を行う。
- 2 前項の審査結果は、各委員が試験研究課題ごとに、別表1に評点と講評を

付し、別表2により「研究成功」又は「研究不成功」を判定する。それを委員長が取りまとめて、別記様式により委員会としての研究の成否認定の結果を決定し、別記様式により生研支援センター所長に報告する。

- 3 生研支援センターは、前項の結果を研究代表者に通知し、その概要をウェブサイトで公表する。

第4 事業化に関する調査

- 1 生研支援センターは、委託試験研究終了期間終了後から事後評価実施時期までの試験研究課題ごとに残された技術的課題の解決に係る研究の実施状況や成果の製品化・新事業の創出に向けた取組等について、その実現性の判定のために、試験研究課題ごとに現場の実態等を把握するための調査（以下「事業化に関する調査」という。）を行うことができるものとする。
- 2 生研支援センターは、前項の事業化に関する調査を行うにあたり、当該調査にあたり確認が必要な項目を掲載した様式を作成し、事前に研究代表者（研究期間中の研究代表者をいう。以下同じ。）に資料（以下「事業化に関する調査報告書」という。）を作成させることができるものとする。
- 3 生研支援センター所長は、原則として、第1項の事業化に関する調査を行う場合は、対象の試験研究課題の研究代表者に予め通知するものとする。ただし、書面で行う場合は、この限りではない。
- 4 生研支援センター所長は、事業化に関する調査を実施する際、委員会の委員を招集することができるものとする。この際、現場までに係る旅費や製品の開発・新事業創出に向けた取組に係る指導・助言に対する謝金等を、委員に対して支払うことができるものとする。
- 5 第1項の事業化に関する調査が実施された場合、対象の試験研究課題の研究代表者は、研究期間終了後の事業化・商品化に向けた方針や、製品の開発・新事業創出に向けた取組の現状と今後の見通し等について、説明を行うものとする。

第5 評価の手順等

- 1 事後評価は、基礎的委託研究事業実施規程（15規程第73号）第15条に基づき行うこととし、同条第3項の規定により研究代表者に提出させる研究成果報告書及び事業化に関する調査報告書等を基に、各委員が、必要に応じ

て書面により審査する書類評価を実施した上で、研究代表者等から報告を受けて審査する面接評価を行う。

- 2 面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 3 各評議委員の判定結果から、多数決により研究の成否認定を行うものとする。「研究成功」、「研究不成功」が同数の場合や研究代表者等から提供される情報が不十分である等の理由により研究の成否認定が困難であるとされた場合には、委員長に一任するものとする。
- 4 3において、委員長は、「研究成功」又は「研究不成功」以外の判定を行う場合、別途当該研究代表者に対し、判定結果と判定理由の説明を行うものとする。

第6 研究の成否認定後の措置

- 1 第3により、「研究成功」と認定された場合、認定された課題の研究代表者が所属する研究機関の代表者（以下「代表者」という。）は、生研支援センターが本事業の試験研究課題の基礎的試験研究委託契約書（以下「委託契約書」という。）に基づき支払った委託費の全額を生研支援センターに返済する。返済方法等の詳細については、代表者は生研支援センターと別に定める委託費返済契約書を締結するものとする。
- 2 第3により、「研究不成功」と認定された場合、代表者は、生研支援センターが委託契約書に基づき支払った委託費の全額の1割を生研支援センターに返済する。返済方法等の詳細については、代表者は生研支援センターと別に定める委託費返済契約書を締結するものとする。
- 3 「研究成功」・「研究不成功」のいずれに認定された場合であっても、「研究成功」・「研究不成功」それぞれの要因分析等のため、必要に応じて、生研支援センターは各試験研究課題の現場等に調査を行うことができるものとする。

第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 評価の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年2月7日から施行する。

革新的技術創造促進事業（事業化促進）
事後評価評価基準

評価項目	評点	評価の目安	講評
目標の達成度 (成否認定基準の 達成状況)	A	成否認定基準をはるかに越え、期待以上の大きな成果をあげた。	
	B	成否認定基準を概ね達成し、実用化に必要な技術レベルに達している。	
	C	成否認定基準を十分には達成していないが、実用化に必要な技術レベルに達する可能性がある。	
	D	技術的な課題が支障となったが故に成否認定基準を達成しておらず、かつ、今後研究を継続しても実用化に必要な技術レベルに達する見込みがない。	
成果の製品化・新 事業創出の実現可 能性	A	開発終了後すぐに実施が可能で、大きなインパクトが見込まれる。	
	B	開発終了後一定期間内に実用化・事業化が見込まれる。	
	C	開発終了後の事業化計画を着実に遂行すること等により、実用化・事業化の可能性はある。	
	D	将来にわたり実用化・事業化の可能性はほとんどない。	
総合評価	(講評)		

注1) 各評価項目における講評の欄及び総合評価の欄には、研究成果の実用化・事業化に係る課題に対する助言や事業化の見通しに係るコメントを記載する。

注2) 各評価項目における評点を「D」とした場合は、当該評価項目における講評について必ず記載すること。

注3) 総合評価の欄には、全体を総括した講評を必ず記載すること。

注4) 「成果の製品化・新事業創出の実現可能性」については、本事業終了後においても、各企業が事業化・商品化に向けて、研究成果に対する企業の動向を、下表を参考として評価するものとする。

(参考) 「成果の製品化・新事業創出の実現可能性」において評価する参考指標

参考指標		目安
委託研究終了後に 残された技術的課 題に対する研究の 実施状況	A	委託研究終了後に残された技術的課題は存在しない、又は課題が明確になっており、その課題もすでにほぼ解決している。
	B	残された技術的課題が明確になっており、その課題は解決しつつある。
	C	残された技術的課題が明確になっており、課題の解決に向けた研究に取り組み中、又は解決への見通しを持って研究を行う予定である。
	D	具体的に課題解決に向けた研究を実施する予定がない。
開発した技術の活 用・成果の製品 化・新事業創出に 係る事業化計画・ 販売戦略の具体 性・実現性	A	事業化計画・販売戦略が具体的であり、実現性は高いものと判断される。
	B	事業化計画・販売戦略が一定程度具体的であり、実現性はやや高いものと判断される。
	C	事業化計画・販売戦略は、将来的な実現性があると判断される。
	D	事業化計画・販売戦略が存在せず、かつ、作成する予定もない。

別表 2

○ 研究の成否の認定指標

		目標の達成度 (成否認定基準の達成状況)			
		A	B	C	D
成果の製品化・新事業創出の実現可能性	A	成功	成功	成功	不成功
	B	成功	成功	成功	不成功
	C	成功	成功	成功	不成功
	D	不成功	不成功	不成功	不成功

注) 表中の「A」・「B」・「C」・「D」は、別表1の評価項目「目標の達成度（成否認定基準の達成状況）」、「成果の製品化・新事業創出の実現可能性」の「総評」のそれぞれの「評点」を示す。

(別記様式)

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

革新的技術創造促進事業（事業化促進）評議委員会
委員長 印

革新的技術創造促進事業（事業化促進）事後評価における研究の成否認定結果について

このことについて、事後評価の対象となった以下の試験研究課題については、下記の通り研究の成否認定をしたので、その結果を報告する。

記

1. 試験研究課題名
2. 研究機関名及び研究代表者名
3. 研究の成否認定結果

以上

注) 委員長の表記のあとには、委員長として互選された者の氏名を記載する。